

広報かんら



2021年
8月15日号

発行・編集・印刷

甘楽町
(総務課行政係)

おしらせ版 No.1201

※ 掲載する情報は新型コロナウイルス感染症の状況により変更または中止になる場合があります。

おしらせ

第11回特別弔慰金の請求 受け付けについて

戦没者等のご遺族に支給する特別弔慰金の請求を受け付けています。

支給対象者

戦没者等の死亡当時の子・父母・孫・祖父母・戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった甥姪などのうち先順位のご遺族1人(令和2年4月1日時点で、公務扶助料や遺族年金などを受け取る人がいない場合に限りません)。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期限 令和5年3月31日(金)

留意事項 すでに第11回特別弔慰金を請求した人は、再度の手続きは不要です。請求をしてから審査に時間を要しますので、まだ結果の連絡がない人はしばらくお待ちください。

請求・問い合わせ

にここ甘楽
健康課福祉係 ☎(67) 5162

ぐーちよきシニアパス
ポートを配布しています

ぐーちよきシニアパスポートを「シニア」協賛店で提示すると、割引などの優遇措置を受けられます。

対象者 県内在住の65歳以上の人
配布場所

にここ甘楽窓口・役場窓口
※本人が来庁し、介護保険被保険者証や運転免許証などの、氏名・住所・生年月日が確認できるものを提示してください。

問い合わせ

にここ甘楽 健康課福祉係
☎(67) 5162

「子どもの人権110番」
強化週間

8月27日(金)～9月2日(木)

この1週間は、いじめ、体罰、虐待など、子どもの人権に関する相談・悩みごとについての電話相談の取り扱い時間を延長します。対応は、人権擁護委員と法務局職員があたり、秘密は固く守ります。

全国共通専用電話(通話料無料)

☎0120・007・110

※IP電話からは接続できません。

受付時間

▼月～金曜日：午前8時30分～午後7時

▼土・日曜日：午前10時～午後5時

前橋地方務局人権擁護課

☎027・221・4466

ぐんま男女共同参画センター
とらいあんぐるん相談室

専門の相談員が皆さんのお話を伺います。悩み等をひとりで抱え込まないで、気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

《女性のための電話相談》

☎027・224・5210

毎週火・水・金・日曜日

午前9時～正午、午後1時～4時

※年末年始、祝日、月曜日が祝日(振替休日を含む)の場合の火曜日は休み

《男性のための電話相談》

☎027・212・0372

毎月第4日曜日 午後1時～4時

問い合わせ

ぐんま男女共同参画センター

☎027・224・2211

広告